

## 神戸市従業員労働組合 教育支部との交渉議事録

1. 日 時：令和5年6月7日（水）18：00～18：20
2. 場 所：教育委員会事務局 教育委員会室
3. 出席者：  
（市）教育委員会事務局教職員課長、労務制度担当係長、他1名  
（組合）書記長、書記次長
4. 議 題： 管理員・調理士の在宅勤務制度及びフレックスタイム制の運用見直し」及び「西神中学校班長の勤務時間の変更について」
5. 発言内容：

（市）皆様方におかれましては、子供たちが安全で安心して教育を受けることができるよう、日々、限られた予算の中で創意工夫いただきながら、教育現場の第一線でご尽力いただいていることにつきまして、心より感謝申し上げます。

本日は、「管理員・調理士の在宅勤務制度及びフレックスタイム制の運用見直し」及び「西神中学校班長の勤務時間の変更について」お示しさせていただきます。

まず、お手元にお配りした「管理員・調理士の在宅勤務制度及びフレックスタイム制の運用見直しについて（案）」をご覧ください。それでは、ご説明いたします。

「1. 概要」についてですが、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが新型インフルエンザ等感染症（2類相当）から5類感染症に変更されたことを踏まえ、管理員及び調理士を在宅勤務制度及びフレックス制の対象外といたします。

続きまして、「2. 実施予定時期」につきまして、令和5年7月1日から見直しを実施させていただきたいと考えております。

在宅勤務制度及びフレックスタイム制の制度見直しについては以上でございます。

それでは、引き続き「西神中学校班長の勤務時間の変更について」について、ご説明させていただきます。お手元の資料「西神中学校班長の勤務時間の変更について（案）」をご覧ください。

「1. 概要」についてですが、令和5年度より、総括班長補佐と班長2名を西神中学校に集約して配置しておりますが、現状では総括班長補佐と班長の勤務時間が異なるため、業務に支障が生じております。つきましては、総括班長補佐と班長2名の連携をより円滑に行うため、西神中学校に配属する班長2名の勤務時間を8時15分から17時（休憩時間含む）に変更いたします。

「2. 実施予定時期」につきまして、令和5年7月1日から見直しを実施させていただきたいと考えております。

私どもからは以上でございます。

（組合）在宅勤務の見直しにつきまして、今回の変更はやむを得ないものと思っておりますが一方でフレックスタイム制度については、育児中の職員が多く在籍していることもあり、柔軟に活用していくことも求められています。現業職場とはなじみにくい部分もありますので今回の変更は致し方ありませんが今後は我々のように現場で働く職員についても活用できる環境が望まれるかと思っております。いずれにしても明日、全体の集まりがございますのでその後回答させていただきます。

次に西神中学校の勤務時間の変更についてですが、今年度に入って現場の声も聞いておりますので、業務の円滑化という意味では進めていただきたいと思います。ただ、今回の変更については西神中学校を拠点校化したことに伴うものですので、あくまで西神中学校に限定した内容でお願いします。また、試行的な取り組みでもありますので十分に検証をお願いします。

(市) 今回の内容は西神中学校に関しての提案になります。仮に、他の学校について勤務時間の変更等を行うことになりましたら、別途ご相談させていただきます。また、次年度以降の取り組みについても西神中学校の結果を踏まえて検討させていただきますのでよろしく願いいたします。